



産業廃棄物処理計画書

2023年6月28日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

提出者  
住所 茨城県鹿嶋市新浜5番地  
氏名 鹿島共同火力株式会社  
鹿島共同発電所  
取締役発電所長 谷内 孝一

電話番号 0299-82-5111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島共同火力株式会社 鹿島共同発電所
事業場の所在地	茨城県鹿嶋市新浜5番地
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	33 電気業
②事業の規模	5,190,070 [MWh] ※2022年度発電電力量
③従業員数	97人 (2023年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1 産業廃棄物の一連の処理の工程 のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙－２ 廃棄物処理に関する管理体制のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（２０２２年度）実績】	
	産業廃棄物の種類 排 出 量	別紙－３ 前年度（２０２２年度）産業廃棄物 処理委託実績のとおり
	(これまでに実施した取組) (1) 発電により発生する廃棄物発生量の削減 発電設備の適正管理及び効率的運用を行うことにより、発生量を最小限に抑制する。 (2) 工事により発生する廃棄物発生量の削減 ・工事範囲の再検討、規模縮小可否検討 ・点検周期の見直し検討	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類 排 出 量	別紙－４ 本年度の産業廃棄物処理委託目標の とおり
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え下記の取組を実施予定 (1) 発電により発生する廃棄物発生量の削減 発電所の利用率(発電電力量)の動向により、ばいじんの発生量は変動するが、より一層の、きめ細やかな管理を図る。 (2) 工事により発生する廃棄物発生量の削減 各種工事により発生する廃棄物の発生量は、点検周期・工事の種類や規模により変動が大きく、その中でも燃えがら、ばいじん及び汚泥が大部分を占めるため、より一層のきめ細やかな管理を図る。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・燃えがら、ばいじん、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器屑の9種類に分別している。 ・さらに、発生工程ごとに分別方法、保管場所を指定して、他の産業廃棄物の混入を防止している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別について、より一層のきめ細やかな管理を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—
②計画	(これまでに実施した取組)	
	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—
(今後実施する予定の取組)		

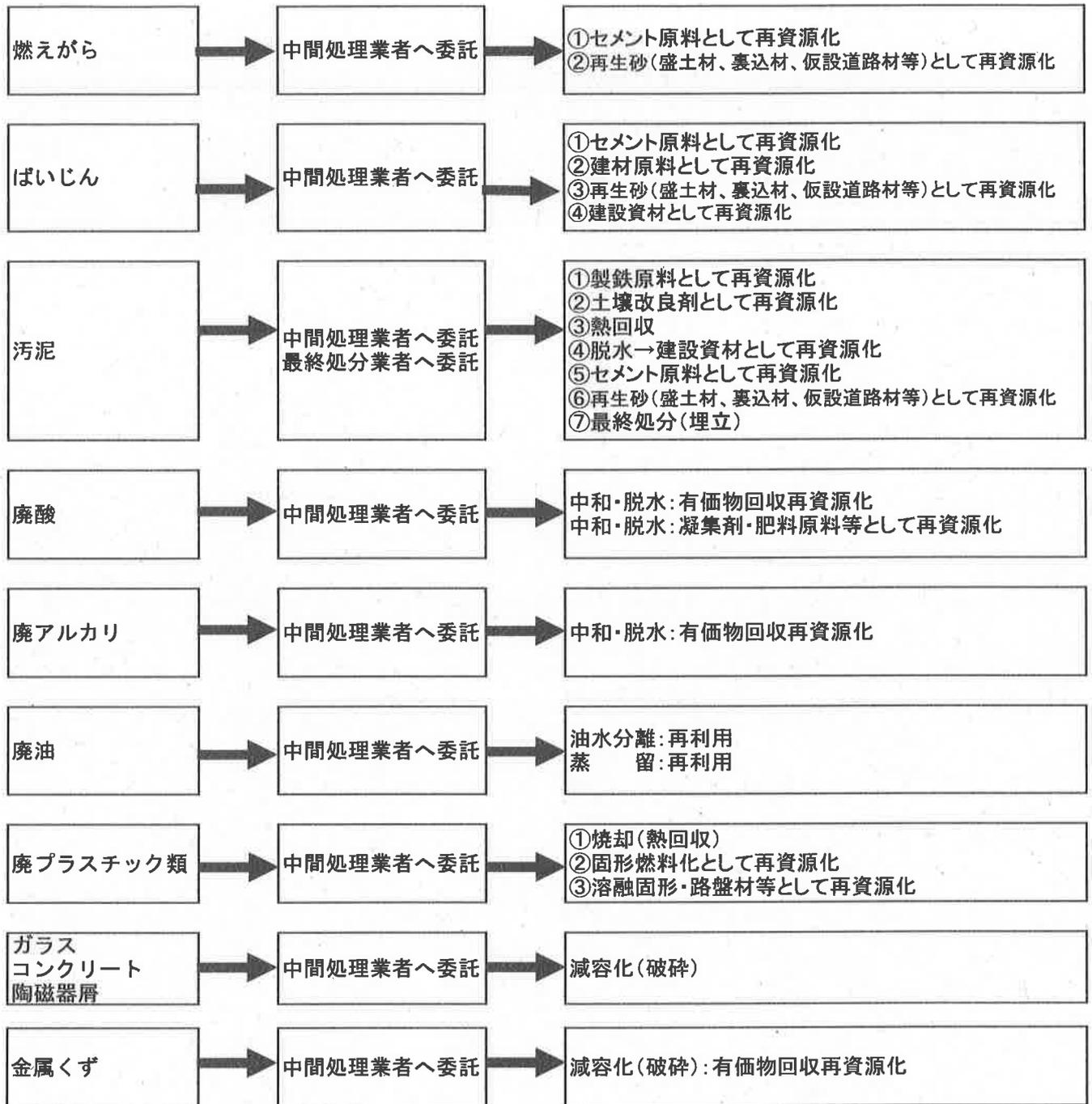
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】
	別紙－3 前年度(2022年度)産業廃棄物処理委託実績のとおり
②計画	【目標】
	別紙－4 本年度の産業廃棄物処理委託目標のとおり

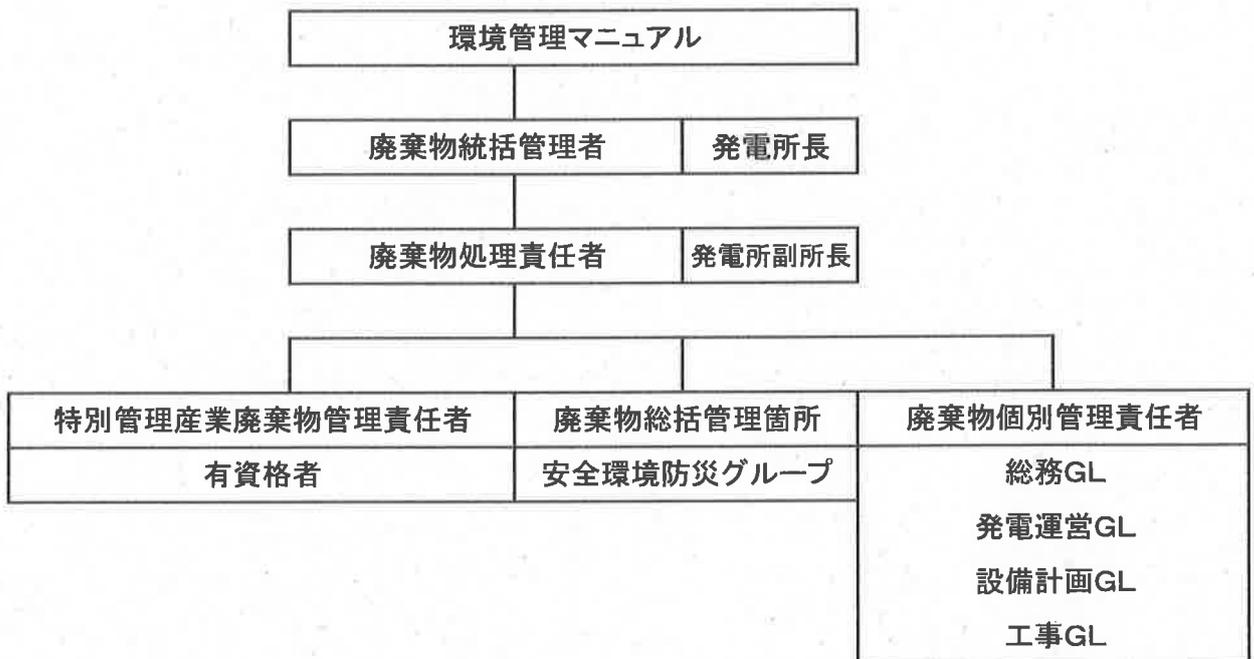
別紙-1 産業廃棄物の一連の処理の工程



別紙－2 廃棄物処理に関する管理体制

統括責任者		所属：鹿島共同発電所 職・氏名：取締役発電所長 谷内 孝一
廃棄物担当		組織名：安全環境防災グループ 組織人数：6人
役割	廃棄物処理責任者	当所から発生する廃棄物の適正処理に関する責任者として、廃棄物総括管理箇所・廃棄物個別管理責任者・所員・協力会社社員に指導・指示・命令等を行う。
	特別管理産業廃棄物管理責任者	当所から発生する特別管理産業廃棄物の適正処理に関する法定責任者(有資格者)として、特別管理産業廃棄物の処理について指示・命令を行う。
	廃棄物個別管理責任者	各グループが管理する廃棄物について、適正な処理・管理を行う。
	廃棄物総括管理箇所	廃棄物の適正処理に係わる総括管理を行う。

廃棄物管理組織図



※GL:グループリーダー

別紙-3 前年度(2022)産業廃棄物処理委託実績

単位: t

産業廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃酸	廃アルカリ
全処理委託量	4,002.950	68,654.850	7,355.910	280.950	44.070
優良認定処理業者への処理委託量	3,396.760	65,433.420	6,254.450	280.950	44.070
再生利用業者への処理委託量	4,002.950	68,654.850	1,699.050	280.950	44.070
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	722.030	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0

産業廃棄物の種類	廃油	ガラス コンクリート 陶磁器屑	廃プラスチック類	金属くず	合計
全処理委託量	164.220	67.810	3.930	0.260	80,574.950
優良認定処理業者への処理委託量	128.520	67.810	0	0.260	75,606.240
再生利用業者への処理委託量	164.220	67.810	3.930	0.260	74,918.090
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	722.030
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0.000

(これまでに実施した取組)

- ・委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。
- ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施している。

別紙-4 本年度の産業廃棄物処理委託目標

単位：t

産業廃棄物の種類	燃えがら	ばいじん	汚泥	廃酸	廃アルカリ
全処理委託量	8,896	106,393	15,143	200	30
優良認定処理業者への処理委託量	1,100	5,880	9,750	200	30
再生利用業者への処理委託量	8,896	106,393	6,278	200	30
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	1,320	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	0	0	0	0
産業廃棄物の種類	廃油	廃プラスチック類	ガラス・コンクリート・陶磁器屑	合計	
全処理委託量	200	43	50	130,955	
優良認定処理業者への処理委託量	200	10	50	17,220	
再生利用業者への処理委託量	200	40	50	122,087	
認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	1,320	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0	3	0	3	
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り再生利用を推進する</li> <li>・分別について、より一層の、きめ細やかな管理を図る。</li> </ul>					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。